

平成 29 年  
春頃より

# すべての事業者に 個人情報保護法が適用されます！

～御準備できていますか？～

## ◎中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールを紹介する説明会を開催いたします。

◆ 日時 平成 28 年 11 月 17 日(木)  
13:30～15:00 (開場 13:00)

◆ 場所 メルパルク広島 6F 平成  
(広島市中区基町 6-36)

◆ 内容 ① 個人情報保護法についての説明 (個人情報保護委員会事務局)  
② 質疑応答

◆ 対象 中小企業、小規模事業者、個人事業主  
個人情報保護に興味ある方であればどなたでも参加可能

◆ 主催 個人情報保護委員会

◆ 申込み方法  
参加申込票(裏面)に記入の上、郵送、ファックスいただくか、又は電子メールに参加申込票と同内容を記入してお申込みください。

【申込み・お問合せ先】

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県総務局総務課情報公開グループ  
[FAX] (082) 224-4747 [E-mail] sousoumu@pref.hiroshima.lg.jp

※ 参加申込み後、本説明会について特に連絡事項がある場合以外は、連絡はいたしません。当日、直接会場へお越しください。

入場無料  
定員 200 名 (先着順)  
要事前申込  
締切: 11 月 11 日 (金) 必着



協力・問合せ先 広島県総務局総務課情報公開グループ TEL:082-513-2380

# 中小企業向け個人情報保護法説明会

## 参加申込票

広島県総務局総務課情報公開グループ 行

(郵 送：〒730-8511 広島市中区基町10-52)

(FAX：082-224-4747)

(E-mail：[sousoumu@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:sousoumu@pref.hiroshima.lg.jp))

○氏名

○連絡先

・電 話

・FAX

・E-mail

○所属等について、あなたが関係するものにチェックを入れてください。(複数回答可)

事業者

団体(自治会、PTAなど)

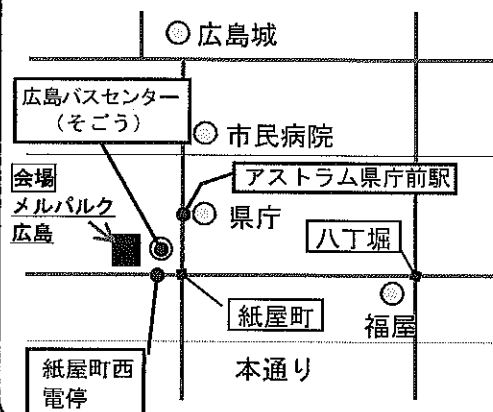
県職員

市町村職員

その他( )

※ 当申込書によって取得した個人情報は説明会の参加の確認以外には使用いたしません。

### <会場周辺図>



### 交通

★会場へは、公共交通機関をご利用ください。

○市内電車「紙屋町西」電停下車すぐ

○広島バスセンターから徒歩1分(メルパルク広島への3F連絡通路をご利用ください)

○アストラムライン「県庁前駅」下車徒歩3分

### その他

個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧下さい。

URL：<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

